

「困ったなあ」

「答えます」

佐々木知子の
法律相談



佐々木知子
ささき ともこ
弁護士
帝京大学法学部教授

高価な物を買わされてクーリングオフをしたいです…

つまらない相談事で恐縮です。先だって、近所のスーパーで開業10周年特別セールがありまして。くじ引きで妻は1等を当て、賞品は温泉一泊旅行の無料招待でした。同伴の場合は人数分各一人1万円を払えばよいとのこと、夫婦で行くことにしました。当日、大型バスには他の当選者ら以外にも大勢の夫婦連れやおばさん連れやらがそろい、賑やかな団体バスツアーとなりました。

バスは行きしな土産物屋につけ、帰りには地元名産品の貴金属工場・直営店につけました。工場内を私たちは丁寧に案内された挙げ句、直営店なのでぜひぶん安い、東京では同じ物は絶対に手に入らない、縁起物で家内安全に何より、などと言葉巧みに言われて、結局私は妻に3万円のブローチを買ってやる羽目になりました。皆さん何か買っていて、中には10万円もする置物を買っていた人もいます。

すと、妻も同じでした。本当は欲しかったわけではない、ただ周りの皆さんが我先にと買っているし、何も買わないままでは出られない雰囲気だった、もともと安く旅行に連れて行ってもらっていることもあるし、と。結局みなが雰囲気に乗せられて、つい買わされてしまったのです。無料招待の裏はこれだったのか、と思うほどに腹が立ちます。よくいう悪徳商法の手口ではないですか？

クーリングオフという制度を聞いたことがあるのですが、キャンセルする方法はないのでしょうか？

それはぜひぶんと気分の悪いことでしたね。

お尋ねのクーリングオフというのは、解約理由がなくても一定の日数の間は消費者が無条件に解約できるという、消費者にとって非常に有利な制度です。ただし店や営業所での普通の売買や通信販売では認められておらず、特定商取引法という訪問販売など特定の場合に限って認められています。

訪問販売の場合、消費者は冷静な(クール)判断ができないまま購入の判断をすることが多いので、書面(契約書)を交付された後8日以内に、解約の通知を書面で出せばそれで解約ができることになっています。解約通知はハガキではなく内容証明で出したほうが安心です。

ご相談者のケースは、心理的にはまさに訪問販売に近いのですが、法律でいう訪問販売ではないので、クーリングオフは無理だと思います。ただし個別に、契約書にクーリングオフが出来るか書かれてある場合もあるのですが、もし何か書面をもら

っているのなら確かめてください。

ない場合には、以下はダメ元を承知での話になります。最寄りの消費生活センターに相談する。ご自分で直接その店に電話をして掛け合う。スーパーに掛け合う…。

さて、昔からの格言、「ただより高いものはない」。無料や廉価には、人は気を許し、結

局損をする場合がよくあります。以前から欲しかった物以外は、たとえ旅先とはいえど、その場(ホットな時)では買わず、よく考え、それでも欲しい時(クールな時)にだけ買うのが、無駄使いを防ぎ、無駄な物を増やさなくてよいと思います。

私も長年無駄な買い物をし続けて、やっと最近賢い消費者の仲間入りができた感じです(笑)。



クーリングオフは訪問販売などで認められています。もし、書面をもらっているのなら確かめて下さい。

